

健保だより

2022.3月号

令和4年度 保健事業等説明会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、昨年に続き中止とさせていただきます。

新年度保健事業等の資料を先日お送りしましたが、ご確認くださいでしょうか？

保健事業関係、健康保険法の改正等、重要なお知らせがありますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、健康保険組合までお問い合わせください。

♡ 小さな幸せを見つけて、毎日を過ごしていきましょう♡

令和4年度 ウォーキングキャンペーンのお知らせです !!

参加いただける方は? ... ♡ 被保険者様 ♡ 被扶養配偶者様 ♡ 40歳以上の被扶養者様

実施期間・記録表

- 🌸 春 期 ... 令和 4年 5月実施 <5/1~5/31> 記録表は、『けんこう(NO. 132)』 3月下旬発送予定
- 🌸 秋 期 ... 令和 4年10月実施 <10/1~10/31> 記録表は、『けんこう(NO. 133)』 9月中旬発送予定

完歩賞は? ⇒⇒⇒ クオカードです!!

※完歩賞は、クオカードのみとなりました。書籍等をお求めの際は、クオカードをご利用ください。

目標達成歩数 1ヶ月 250,000歩 <1日 約8,000歩>

記録表の提出について

- ・万歩計で計測した1日の歩数を1の位まで記入してください。
- ・ちょっとアンケートのご記入をお願いします。

詳しくは
けんこうを
見てね♡

被扶養者異動届の提出について

4月1日より新年度がスタートし、進学・就職等により被扶養者が異動される時期です。

異動状況等をご確認いただきまして、就職等により被扶養者から外れる場合には、被扶養者異動届に保険証等を添付のうえ提出してください。

保険証が見当たらない方は、ご自宅を探して添付するようにしてください。

資格のない保険証がご自宅に保管されていると、『うっかり医療機関の窓口に出して受診してしまった』という事にもなりかねませんので、必ず返却をお願いします。

保険証の保管と返却についてのお願い

医療機関に受診する際には、マイナンバーカードによるオンライン資格確認も進められているところですが、保険証を医療機関の窓口で提示することにより、従来通り受診することができます。保険証は大切に保管していただきますようお願いいたします。

なお、被保険者・被扶養者が健康保険の資格を喪失したときは、資格喪失後5日以内に保険証を返却することが、健康保険法施行規則第51条により定められていますので、資格を喪失する場合には必ず保険証を返却するようお願いいたします。

事業状況 (R4.2.28現在)

事業所数	130 社	
被保険者数	5,820 人	
(任意継続被保険者数)	52 人 (再掲)	
平均報酬月額	340,497 円	
被扶養者数	4,910 人	
	扶養率 0.84	
前期高齢受給者 (65~74歳)	被保険者数	353 人 (再掲)
	被扶養者数	200 人 (再掲)
	合計	553 人 (再掲)

本人・家族受診状況

区 分		R4年1月分	R3年1月分	前年度対比
本人	入院した人	22 人	18 人	4 人
	通院した人	3,165 人	3,018 人	147 人
	医療費の額	61,870 千円	50,772 千円	11,098 千円
	1人当医療費	10,629 円	8,591 円	2,038 円
家族	入院した人	25 人	20 人	5 人
	通院した人	2,887 人	2,700 人	187 人
	医療費の額	42,444 千円	40,063 千円	2,381 千円
	1人当医療費	8,622 円	7,908 円	714 円